

委員会発案第3号

年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年3月22日提出

由利本荘市議会議長 渡部 功 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 鈴木和夫 ㊟

(別紙)

年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書(案)

公的年金制度の問題の一つは、膨大な数の無年金・低年金者がいることである。厚生労働省の資料でも、受給資格期間25年を今後満たす見通しのない人を含めて無年金者は118万人もいる。その要因に上げられるのは、長すぎる受給資格期間である。

また、この間、終身雇用制度から転職を繰り返して定年を迎える労働者が多くなるなど、労働環境が大きく変わった。こうした状況では、長期にわたる年金記録期間が「消えた年金問題」の原因ともなっている。

以上の趣旨から、国においては、国民が安心して老後を過ごせるようにするため、無年金者を生み出す要因の一つである25年の受給資格期間を10年に短縮する法整備を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月 日

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 渡部 功